

第 392 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 7 日 14 時 00 分～14 時 40 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 1 階会議室
3. 通知年月日 令和 6 年 7 月 24 日
4. 告示年月日 令和 6 年 7 月 24 日
5. 出席者
 (委 員) 水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
 部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
 (事務局) 太田事務局長、市山事務局次長、阪口係長
 (県) 漁業振興課 丸田課長補佐、原主任技師、漁港漁場課 中島技師
 対馬振興局水産課 石井主事

6. 欠席者 植木 忠勝

7. 傍聴者 なし

8. 議 題
- 第 1 号議案 区画漁業の免許について（諮問）
 - 第 2 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
 - 第 3 号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について

9. その他

10. 議 事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 392 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、植木委員から欠席の連絡があっておりますが、定員 10 名中、9 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

本日は、第 2 号議案を説明するため対馬振興局水産課から。また第 3 号議案を説明するため、漁港漁場課から。その他（１）、（２）の議案を説明するため、漁業振興課から担当者が出席しておりますので、紹介いたします。

対馬振興局水産課 石井主事でございます。

漁港漁場課 中島技師でございます。

漁業振興課 丸田課長補佐でございます。

同じく、漁業振興課 原主任技師でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「阿比留委員」と「二宮委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案 区画漁業の免許について（諮問）
第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）
第3号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
その他

となっております。
それでは、第1号議案「区画漁業の免許について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。
（諮問文朗読）
（事務局より概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第1号議案「区画漁業の免許について（諮問）」は、諮問原案のとおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議ないようですので、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。
続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。
（諮問文朗読）
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明します
（局水産課より概要説明）

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議ないようですので、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長	続きまして、第 3 号議案 「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきますして、その後説明いたします。 (諮問文朗読) なお、内容については漁港漁場課の担当が説明します (漁港漁場課より概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
船津委員	魚礁を何基いれますか。
漁港漁場課	未定です。今後、どのような魚礁を何基入れるかは検討していきます。
会 長	他にご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第 3 号議案 「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」については、支障がない旨、回答することにご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
会 長	ご異議ないようですので、第 3 号議案については、支障がない旨、回答することに決定します。
会 長	以上で本日の議題は終了しました。続きまして、「その他」といたします。 その他(1)「令和 6 管理年度におけるまあじの知事管理漁獲可能量の追加配分について(報告)」について、事務局の説明を求めます。
事務局	内容については、漁業振興課より説明をいたします (漁業振興課 概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
事務局次長	今回、3,700 t 長崎県に追加配分がされているが、中型まき網に 3,300t、残りの 400t は実質的に定置網や釣り漁業等のその他の漁業へ配分されているとの認識でよいか。
漁業振興課	その通りです。
会 長	他にご意見ございませんか。 ご意見がないようですので、続きまして、その他(2)「次期海区漁業調整委員の選任について」、について事務局の説明を求めます。

事務局	内容については、漁業振興課より説明をいたします (漁業振興課 概要説明)
会 長	事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
水主川委員	過去、女性の委員がいらっしゃって、ほとんど出席しないということがあった。長崎県からの推薦者で、そのようことがあったので、今後ないようにしていただきたい。
会 長	委員は組合長会で選任をして、決めるのか。違うだろう。
漁業振興課	県へ推薦、応募をしていただき、その候補者の中から選ぶことになる。組合長会であったり、各漁協に対して推薦のお願いの依頼が来ることになる。今回は調整委員の皆様に対して、「このような流れで今後選任を進めていく」との説明をしに伺ったところ。
会 長	漁業者委員、学識委員等、すべて同じ手続きか。
事務局長	組合長会は推薦をすることもできるし、しないこともできる。推薦をされた人は推薦書を申請書と一緒に振興局へ提出する。 候補者が定数より多い場合は、各候補者が持つ点数の大小で選定をするという流れ。
事務局次長	申請者本人が組合長会に推薦の依頼をして、組合長会が推薦をするかどうか判断をするという流れになる。今回は組合員であれば、漁協でも同様の推薦をするかどうかの流れがある。前回までは、組合長会と漁協の推薦はそれぞれ加点がなされていたが、今回は点数の多い方のみを加点対象とするよう変更したとの説明がなされたところ。 また、今回が応募が始まる前の最後の調整委員会ですので、水主川委員がおっしゃっていた女性委員の登用について、考え方を教えてください。
会 長	制度の改定で女性を選ぶとのことであるが、過去の調整委員に選ばれた女性は1回しか来ないような人であった。それは良くない。失礼だと考える。選ぶのであればしっかりとした人を選ぶようにしてほしい。
漁業振興課	まずは出席いただくことが大前提です。長崎県庁の中で、色々な場面で女性を積極的に参画してもらおうということが、努力目標としても掲げられています。水産業という女性が少ない業界の中で、調整委員の少ない限られた定数の中に「3人以上女性を登用する」等というのは無理な話と考えている。応募があるかどうかはわかりませんが、まずは間口を広げるとの考え方で、設定しているものです。
二宮委員	次期調整委員の女性参画について、対馬海区漁業調整委員会で「する、しない」の判断はできないということ。応募があった際は、説明されたルールで選定がされる。そういうことでしょう。

会 長 他にご意見等ございませんか。
県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第 392 回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。
ご審議ありがとうございました。

(14 時 40 分 終了)